

成果目標に関する調書 公正取引委員会

No	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額 (千円)
1	独占禁止法違反行為に対する措置	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	犯則調査権限や課徴金減免制度など独占禁止法改正により新たに導入されたスキームの有効な活用や、IT・公益事業分野、知的財産権分野における独占禁止法違反事件については、タスクフォースを設置し、事件処理を行っているところ、同タスクフォースを一層活用するなど、独占禁止法違反行為に対し厳正・迅速に対処する。	独占禁止法違反行為に対する措置について、違反事件の内容、処理件数、処理期間等により施策の効果の把握に努め、実績評価を行う。	231,521
2	企業結合の審査	企業結合に対して迅速かつ的確な審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	大型企業結合事案について、多数のユーザー及び競争業者からヒアリング等の調査を実施し、速やかに詳細かつ的確な事案の判断を行い、問題点がある場合には問題点の指摘を行うなどの対処を図るとともに、米国・EUの経済分析理論の海外実態調査を行い、我が国における企業結合審査に応用を図っていく。	個々の企業結合が競争を実質的に制限することとなるかどうかについて、迅速・的確に判断を行うこととしており、この審査期間等を指標とし、有効かつ効率的に行われたかなどの観点から実績評価を行う。 また、過去に行った企業結合事案に関し、企業結合後の当該市場の状況について、事後的検証を総合評価により行う。	14,056
3	審判手続	独占禁止法違反行為の的確な排除及び審判手続の運用の透明性の確保により、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	審決を行うに当たって、当該審決の名あて人の利益が不当に損なわれないよう、当該審決の手続の適正を確保する。	審判事件の処理状況等により施策の効果の把握に努め実績評価を行う。	14,311
4	法令遵守意識の向上	①民間企業におけるコンプライアンス意識（独占禁止法）の向上 ②地方公共団体等におけるコンプライアンス意識（入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律）の向上	①民間企業におけるコンプライアンス意識（独占禁止法）の向上 入札談合が数多く発生し、品質確保法の施行等業界を取り巻く状況が大きく変化している建設業界において、コンプライアンスの状況、入札談合に対する意識について書面調査及びヒアリング調査を実施するとともに、調査結果の分析・検討を行うために専門的知見を有する学識経験者による研究会を開催し、今後の建設業界におけるコンプライアンスの取組の支援を図る等の施策を実施する。 ②地方公共団体等におけるコンプライアンス意識（入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律）の向上 発注機関との連絡会議を定期的開催し、発注機関からの入札談合情報の提供及び入札談合防止に関する周知啓発の活動がより効果的に行われるようにするとともに、入札制度及びその運用の実態を把握するために書面調査及びヒアリング調査を実施し、入札談合の防止等の観点からの問題点を指摘し、調達機関が行う入札制度の改善のための取組を支援する等の施策を実施する。	①民間企業が策定したコンプライアンス・プログラムの内容の充実度、②地方公共団体等の調達担当官等の独占禁止法に対する理解度等の観点から総合評価を行う。	13,789
5	規制改革分野における競争環境の整備	独占禁止法適用除外制度に係る分野（国際航空・外航海運等）及び政府規制等分野（電気通信分野等のIT・公益事業分野、郵政市場等の官製市場分野）における競争制限的取引慣行・制度等の改善を図ることにより、事業者の多様な商品・サービスの提供及び新規参入を促進する。	専門的知見を有するシンクタンク等への委託調査も活用しつつ、事業者等へのアンケート調査・ヒアリング調査や、有識者へのヒアリング、文献・データの分析等を行い、当該分野における競争の実態を把握し、また、諸外国における制度や競争実態、法運用の状況进行调查し、その結果を踏まえ、公正かつ自由な競争を促進していく上での課題等について検討を行う。そして、①独占禁止法適用除外制度については、問題のある適用除外カルテルが見られた場合は、当該カルテルの改善要求や適用除外制度そのものの見直しを要求するなどの取組みを行う。また、②政府規制等分野については、公正かつ自由な競争を促進していくための望ましい制度の在り方や改善すべき問題点を把握し、関係機関に提言を行うこととする。	事業者に対するアンケート調査、ヒアリング調査等を行い、その結果について、学識経験者等で構成する検討会議において検討を行う等することにより、施策の効果の把握に努め、総合評価を行う。	11,091
6	著作物再販制度の弾力かつ適正運用	現行の著作物再販制度の下で発行者による運用の弾力化を可能な限り進めるとともに、同制度から逸脱した行為に対して的確な指導を行うことにより、消費者利益の向上を図る。	関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、割引制度の導入等の価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案・要請するとともに、これらの方策の実効性について検証するため、著作物の流通について、業界、学識経験者、消費者代表者等との意見交換を行う。また、音楽用CDについては、著作物再販制度が認められている中、著作権法の改正など環境の変化が市場における競争や消費者利益に与える影響を検証するため、学界、学識経験者、消費者代表者等との懇談会を開催する。	関係業界による著作物再販制度の弾力運用及び同制度の適正な運用に係る取組の内容、実施状況、また、消費者の認知度、利用度等を指標とし、同取組が有効的に行われているか、改善すべき課題はないかなどの観点から総合評価を実施する。	2,976
7	競争政策の普及啓発	事業者、消費者、学識経験者等から児童に至るまで、さまざまな層の国民への競争政策に対する意識の浸透。	①独占禁止政策協力委員制度 各地域における各界の有識者を「独占禁止政策協力委員」として委嘱し、競争政策に対する理解を深めてもらい、公正取引委員会の活動に継続的な協力を要請する。 ②国民各層との懇談会 国民各層との間に直接的な対話の場を設け、その率直な意見・要望を聴取するとともに、これに応えていくことにより、競争政策の普及啓発を図る。 ③独禁法教室 中学校等の社会科・公民的分野等の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、独占禁止法等についての授業を行う。	事業者等に対するアンケート等により普及啓発活動が効果的に行われたか総合評価を行う。	23,161

成果目標に関する調書【公正取引委員会】

No	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額（千円）
8	景品表示法違反行為に対する措置	景品表示法に違反する不当景品・不当表示に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。	実務研修の充実、情報の共有化等により、業務処理能力の向上を図るとともに、排除命令事案への重点的な人員配置などリソースの効果的配分等を実施するなど、景品表示法違反事件に対し厳正かつ迅速に対処する。	事件処理件数、排除命令を行った事件の処理期間等の事件処理状況などにより施策の効果の把握に努め、これらの措置が適正に行われたか、有効かつ効率的に行われたかなどの観点から、実績評価を行う。	25,717
9	消費者取引の適正化の推進	インターネット上の不当表示を把握し、是正のための活動を行うことにより、インターネット上における商品・サービスの適切な表示の確保を図る。	電子商取引調査員により、インターネット上の表示を常時監視し、啓発メールを送信することなどにより、適正な表示の確保を図る。	啓発メールの送信件数等を指標としてインターネット上における商品・サービスの適切な表示の確保が適正に行われたか総合評価を行う。	5,308
10	下請法違反行為に対する措置	①下請法違反行為への厳正・迅速な対処による取引の公正化と下請事業者の利益保護 ②役務委託等の分野の下請取引においては、発注・書面交付率を平成17年度から同19年度までの3年間で製造・修理委託分野の発注書面交付率まで引き上げる。【成果重視事業】	親事業者及び下請事業者に対して定期的に書面調査を実施し、悪質な下請法違反行為を行っているおそれのある親事業者に対して実地検査等を行い、違反行為が判明した親事業者に対して厳正・迅速に対処する。	勧告等を行った違反事件の内容、違反事件の処理件数、違反事件の処理期間等により施策の効果の把握に努めるとともに、下請取引における発注・書面交付率を把握し、実績評価を行う。	65,340
11	中小企業を取り巻く取引の公正化	優越的地位の濫用行為及び下請法違反行為の未然防止を図り、中小事業者が公正なルールの下で自由な事業活動が行える環境づくりを推進する。	優越的地位の濫用行為が行われやすい取引分野の事業者にアンケート及びヒアリング調査を実施することによって当該分野の取引環境を把握し、かつ、問題のある行為については正指導するとともに、下請法に関する講習会等を開催するなど法律知識の普及・啓発を行うことにより下請法違反行為の未然防止を推進する。	関係事業者に対するアンケート及びヒアリング調査並びに講習会の実施等により、中小企業の取引の公正化が図られたか等の観点から総合評価を行う。	24,077
12	取引慣行等の実態把握・改善	取引構造の変化が著しい業種、新たな取引形態が生じている業種等を中心に、公正な競争を阻害するおそれのある取引慣行等について指導、提言を行い、公正かつ自由な競争環境の整備を推進する。	調査対象分野の事業者等に対してアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、調査結果の公表及び競争政策上の提言を行う。また、必要に応じて、関係業界への指導、フォローアップ調査等を実施する。	事業者等に対するアンケート及びヒアリング等により、事業者間取引における公正な競争が図られたか等の観点から総合評価を行う。	4,709
13	事業活動に関する相談・指導	事業者等からの独占禁止法等に係る相談に適切に対応することにより、事業者等が実施する行為が競争を阻害することなく推進されることを目標とする。	全国の商工会議所及び商工会の相談窓口において受け付けられた独占禁止法に関する相談を公正取引委員会に取り次ぐ協力体制を構築しているところ。独占禁止法相談ネットワーク、これをより充実させるため、周知のためのパンフレットやポスターの作成や、商工会議所及び商工会において相談業務に従事する経営指導員に対する研修会に講師の派遣を行うことにより、相談制度の利便性を高め、事業者等が独占禁止法等にかかる相談をしやすい環境を整備する。 さらに、独占禁止法上の考え方の理解に資する相談事例集を公表する。	商工会議所に対するアンケート等に基づき、相談が効率的に行われたか等の観点から、総合評価を行う。	13,433
14	競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化	公正取引委員会職員と経済理論等に精通した経済学者等とが機能的・特長的に調査・研究において協働する仕組みを構築し、経済理論等による理論的裏づけに基づいた法執行や政策運営を行う。	産業組織論等に精通した経済学者等と公正取引委員会職員との共同研究を行い、成果について公表する。また、競争法運用における経済理論の応用等の必要性、現状等について広く一般に情報発信するためにシンポジウムや公開セミナーを開催する。	シンポジウムや公開セミナーの参加者に対するアンケート等により、競争政策の企画・立案に関する理論的・実証的基礎の強化が効率的に行われたか等の観点から総合評価を行う。	24,104
15	国際協力の推進	各国の競争関連当局間の連携等国際協力の適切な推進、諸外国に対する我が国の競争政策の紹介・普及及び諸外国の競争法制等に係る情報収集により企業及び消費者の利益を確保する。	①日米独占禁止協力協定、日EC独占禁止協力協定などの独占禁止協力協定の活用（通報、執行協力の実施） ②日米、日EC等の二国間意見交換の実施 ③OECD、CIN、APEC等多国間の枠組み等への参加 ④日・シンガポール、日・メキシコ、日マレーシア等の経済連携協定への競争条項導入への取組 ⑤中国競争政策研修等開発途上国等への技術支援（研修の実施、専門家派遣） ⑥米国、EU等の海外競争法制・政策の調査の法令、ガイドライン、その他発表文の英訳、英文HPの更新及びメルマガジンの送信等による公正取引委員会の執行活動等の海外への普及・紹介	研修参加者等に対するアンケート等により、諸外国に対する我が国の競争政策の紹介・普及及び諸外国の競争法制等に係る情報収集が効率的に行われたか等の観点から総合評価を行う。	54,011
16	電子政府の構築	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図る。	①ポータルサイトについて、報道発表資料の100%を発表当日に掲載するなど、掲載内容を充実させ、また、ホームページの構成をJIS規格に適合させるための改修を行う。 ②行政手続のオンライン利用について、一層の周知活動を実施するとともに、オンライン利用手続の簡略化を図る。 ③公正取引委員会内ネットワークの最適化について計画に基づき、平成19年度においては、グループウェアサーバの統合を実施する。 ④情報セキュリティ対策の強化を図るため、情報セキュリティポリシーに基づく対策を着実に実施する。	ホームページへの情報の掲載状況、ホームページのJIS化対応の状況、オンライン利用件数・利用率、業務・システム最適化計画に基づく進捗の状況、情報セキュリティ対策の実施状況等により、施策の効果の把握に努め、実績評価を行う。	230,296